

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地

太 洋 工 業 株 式 会 社

代表取締役社長 細 江 美 則

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、感染リスクを避けるため、会場へのご出席を極力お控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月17日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第60期（2019年12月21日から2020年12月20日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2019年12月21日から2020年12月20日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染防止策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染防止への対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 本年は、極力書面にて事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
2. 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う場合がございます。
3. 接触感染リスク低減のため、本年は、お土産のご用意はいたしません。
4. ご来場の株主様には、受付にて検温及びアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。また、発熱のある方や体調不良と見受けられる方につきましては、ご入場をお断りすることとなります。
5. 会場内でのマスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご入場をお断りすることとなります。
6. 今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年12月21日から
2020年12月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、米中貿易摩擦や中国及び欧州の景気減速に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大に伴う緊急事態宣言により経済活動は大きく停滞したものの、同宣言解除後は経済活動の段階的引き上げや海外経済の改善により、持ち直しの動きがみられました。

当社グループが属する電子基板業界は、5G（高速通信規格）対応インフラの整備やリモートワークの普及等により、基地局やデータセンター向けサーバーに使用される半導体パッケージ基板の需要が高まるとともに、自動車分野においても中国を中心に回復基調は鮮明となったものの、昨年前半の大きな落ち込みを補うまでには至りませんでした。

このような経済環境の下、産機システム事業において販売は増加したものの、電子基板事業、テストシステム事業及び鏡面研磨機事業において販売が減少したことから、売上高は減少いたしました。

これらの結果、連結売上高は3,175百万円（前年同期比18.5%減）と、前連結会計年度に比べ721百万円の減収となりました。

損益については、人件費及び旅費交通費等が減少したことやテストシステム事業の売上総利益率が上昇したことに伴う影響はあったものの、売上高減少や産機システム事業及び鏡面研磨機事業の売上総利益率が低下したことに伴う影響により営業損失425百万円（前年同期は113百万円の営業損失）、雇用調整助成金等の助成金収入を営業外収益に計上したことにより経常損失314百万円（同87百万円の経常損失）、減損損失及び投資有価証券評価損を特別損失に計上したこと並びに繰延税金資産を取崩したことにより親会社株主に帰属する当期純損失630百万円（同213百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの売上状況は、次のとおりであります。

事業区分	第 59 期 (2019年12月期)		第 60 期 (2020年12月期)		前年同期比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
電 子 基 板 事 業	千円 2,436,334	% 62.5	千円 2,043,333	% 64.4	千円 △393,001	% △16.1
テストシステム事業	904,665	23.2	541,643	17.1	△363,022	△40.1
鏡面研磨機事業	451,186	11.6	420,479	13.2	△30,706	△6.8
産機システム事業	104,154	2.7	169,733	5.3	65,578	63.0
合 計	3,896,341	100.0	3,175,189	100.0	△721,151	△18.5

<電子基板事業>

F P C メーカー向けの販売は試作及び量産案件の受注増により増加したものの、カメラメーカー及びディスプレイメーカー向けの販売が試作案件の受注減により減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高2,043百万円（前年同期比16.1%減）となりました。

<テストシステム事業>

半導体パッケージ基板関連のメーカーを中心に、国内市場において外観検査機の販売は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により海外市場における販売が減少したこと及び前年同期は点灯検査装置等の大型案件の計上があったことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高541百万円（前年同期比40.1%減）となりました。

<鏡面研磨機事業>

研磨機の販売は堅調を維持したものの、研磨に使用する消耗品及び機械の修理・メンテナンスの受注減により販売が減少したことから、売上高は減少いたしました。

その結果、売上高420百万円（前年同期比6.8%減）となりました。

<産機システム事業>

中小型ディスプレイ向けの検査治具の販売は減少したものの、産業用ロボット関連の販売が増加したことから、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高169百万円（前年同期比63.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は160百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

電子基板事業 当社本社工場 ブラックホールラインの更新

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において増資や社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 57 期 (2017年12月期)	第 58 期 (2018年12月期)	第 59 期 (2019年12月期)	第 60 期 (2020年12月期)
売 上 高(千円)	4,238,765	4,582,357	3,896,341	3,175,189
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	21,935	130,640	△87,848	△314,244
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	5,366	69,341	△213,563	△630,016
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	0.92	11.82	△36.38	△106.83
総 資 産(千円)	5,385,695	5,255,672	5,073,685	4,428,391
純 資 産(千円)	3,260,147	3,298,036	3,068,899	2,401,860
1株当たり純資産額 (円)	552.76	554.87	515.50	400.69

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していないため、該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	鏡面研磨機の製造
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	2,000千バツツ	49.0%	当社が製造する製品の販売及び サービス・サポート
マイクロエンジニア リング 株 式 会 社	35,000千円	100.0%	視覚検査装置及び画像処理装置 の開発、製造及び販売
太友（上海）貿易 有 限 公 司	50,000千円	100.0%	当社が製造する製品の販売及び サービス・サポート

(4) 対処すべき課題

当社グループの当面の課題である営業利益を安定的に確保するために、機構改革及び事業方針の見直し等を行い、より効率的な事業運営に努めてきたものの、価格競争の激化や新型コロナウイルス感染症の影響拡大による経済活動の停滞等により、厳しい経営環境が続いております。このような状況の中で、経済活動が回復して正常化するまでには、相当な時間を要することが予想されますが、業績の向上に向け、以下の課題に対する諸施策を講じることと、事業の強化を図ってまいります。

① 安定的な収益の確保

当社グループが安定的に収益を確保するためには、マーケティングを通して成長市場を見極めた販売戦略、案件管理・分析、広報展開及び価格戦略等の営業体制の強化が課題であると考えており、代理店との連携や自社電子商取引サイトの構築による販売チャネルの拡大及び積極的な広報活動により、市場環境の変化に柔軟に対応できる顧客基盤の構築を図り、収益の安定的確保に努めてまいります。

② 製品供給体制の強化

米中貿易摩擦が長期化し業界勢力図が変化する中、中国や台湾を中心とした海外メーカーとの価格競争が激化しており、品質の高い製品をいかに迅速かつ安価に提供できるかが求められております。当社グループにおいては、自動化を含む生産工程の見直しによる人員配置の最適化、製品設計の改良及び各工程内における不良率の低減等を通してリードタイムの短縮に取り組むことにより、製造原価のさらなる低減による価格競争力と高難度製品の品質向上に取り組んでまいります。

③ 新機能要求への対応

当社グループが展開する事業は、技術革新のスピードが速いエレクトロニクス業界に属しており、多様化・高度化し広範にわたる顧客ニーズに対応していく必要があります。特に、環境対応や自動化・省人化への国際的な要求の高まりに伴い、産業界は大きな変革期を迎えており、当社グループにおいては、経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」を最大限に活用し新たな研究テーマに基づく製品開発を加速してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月20日現在)

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機並びに産業機械等の製造及び販売を主たる業務としております。

セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
電子基板事業	FPC、エレクトロフォーミング加工品
テストシステム事業	通電検査機、外観検査機、視覚検査装置、 画像処理装置
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機
産機システム事業	産業機械

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年12月20日現在)

① 当社の主要な事業所

本社工場	和歌山県和歌山市
東京事業所	東京都千代田区
九州事業所	大分県国東市

② 子会社の主要な事業所

株式会社ミラック	和歌山県和歌山市
TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
マイクロエンジニアリング株式会社	大阪市北区
太友（上海）貿易有限公司	中華人民共和国上海市

(7) 使用人の状況（2020年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板事業	142名	(増) 2名
テストシステム事業	56名	(減) 4名
鏡面研磨機事業	19名	増減なし
産機システム事業	19名	(増) 5名
全社（共通）	26名	(減) 4名
合計	262名	(減) 1名

(注) 上記使用人数は、就業人員数（嘱託、派遣社員及び当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役及びパートタイマーを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
222名	増減なし	43.8歳	16.9年

(注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託、派遣社員及び社外から当社への出向者を含む。）を表示しており、使用人兼務取締役、当社から社外への出向者及びパートタイマーを含んでおりません。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、就業人員より嘱託、派遣社員及び社外から当社への出向者を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月20日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	232,282千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	147,020千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	78,648千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	69,959千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	68,929千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	68,381千円
株 式 会 社 京 都 銀 行	53,929千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	20,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年12月20日現在）

① 発行可能株式総数 23,280,000株

② 発行済株式の総数 5,910,100株

(注) 2020年4月6日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式の総数は38,100株増加しております。

③ 株主数 2,242名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 有 限 公 司 細 江 ホールディングス	1,600,000株	27.08%
細 江 美 則	494,520株	8.37%
細 江 正 大	480,000株	8.12%
紀 陽 興 産 株 式 会 社	390,000株	6.60%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	290,000株	4.91%
太 洋 工 業 従 業 員 持 株 会	241,924株	4.09%
小 川 由 晃	136,600株	2.31%
前 尾 和 男	90,800株	1.54%
株 式 会 社 S B I 証 券	62,471株	1.06%
堀 井 健 司	51,400株	0.87%

(注) 持株比率は自己株式（1,782株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	細 江 美 則	TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 株式会社ミラック代表取締役社長 マイクロエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取 締 役	坂 田 吉 啓	製造部長 製造部・品質保証部管掌
取 締 役	堀 井 健 司	研究開発部管掌
取 締 役	上 西 令 子	
常 勤 監 査 役	崎 前 和 夫	
監 査 役	和 中 修 二	和会会計事務所所長 株式会社リヒトラブ社外監査役 日本エレクトロニクスシステムズ株式 会社社外監査役 デュプロ精工株式会社社外監査役
監 査 役	中 川 利 彦	パークアベニュー法律事務所所長 竹島鉄工建設株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役上西令子氏は、会社法に定める社外取締役であります。なお、当社は取締役上西令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。なお、当社は監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役和中修二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 取締役坂田吉啓氏は、2019年12月21日付で製造部長、製造部・生産企画部・品質保証部管掌から製造部長、製造部・品質保証部管掌となりました。
- (2) 取締役堀井健司氏は、2019年12月21日付で研究開発部・技術開発部管掌から研究開発部管掌となりました。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 代表取締役社長細江美則氏は、2020年12月21日付でTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の代表取締役並びに株式会社ミラック及びマイクロエンジニアリング株式会社の代表取締役社長を辞任いたしました。

(2) 取締役坂田吉啓氏は、2020年12月21日付で製造部長、製造部・品質保証部管掌から製造アドバイザー及びマイクロエンジニアリング株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

(3) 取締役堀井健司氏は、2020年12月21日付で研究開発部管掌から研究開発アドバイザー及び株式会社ミラックの代表取締役社長に就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	32,761千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	10,583千円 (10,583千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	43,345千円 (12,983千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与含む。)8,429千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2004年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご決議いただいております。また別枠で、取締役(社外取締役を除く。)について2018年3月16日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額40百万円以内とご決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2007年3月15日開催の第46期定時株主総会において年額30百万円以内とご決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、取締役3名(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額6,514千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 監査役和中修二氏は、和会会計事務所の所長並びに株式会社リヒトラブ、日本エレクトロニクスシステムズ株式会社及びデュプロ精工株式会社の社外監査役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。
- 監査役中川利彦氏は、パークアベニュー法律事務所の所長及び竹島鉄工建設株式会社の社外取締役であります。当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	上 西 令 子	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 長年にわたる地方行政に携わった幅広い知識や豊富な経験を有しており、当社初めての女性取締役としての立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	崎 前 和 夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 長年にわたる金融機関での実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識に基づいた様々な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための積極的な意見・提言等を適宜行っております。 また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	和 中 修 二	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、財務・会計の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。
監査役	中 川 利 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査役会において、特に、法律や法令遵守の観点からの積極的な意見・提言等を適宜行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	20,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,350,028	流 動 負 債	873,327
現 金 及 び 預 金	1,288,749	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	159,401
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	492,544	短 期 借 入 金	401,257
商 品 及 び 製 品	135,899	未 払 法 人 税 等	9,496
仕 掛 品	299,274	製 品 保 証 引 当 金	3,612
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	80,068	そ の 他	299,559
そ の 他	53,776	固 定 負 債	1,153,204
貸 倒 引 当 金	△284	長 期 借 入 金	337,891
固 定 資 産	2,078,362	長 期 未 払 金	137,140
有 形 固 定 資 産	1,457,505	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	181,045
建 物 及 び 構 築 物	340,511	退 職 給 付 に 係 る 負 債	490,027
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	200,006	資 産 除 去 債 務	7,100
土 地	893,133	負 債 合 計	2,026,531
そ の 他	23,853	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	33,221	株 主 資 本	2,305,391
そ の 他	33,221	資 本 金	807,272
投 資 そ の 他 の 資 産	587,636	資 本 剰 余 金	930,572
投 資 有 価 証 券	395,324	利 益 剰 余 金	567,646
保 険 積 立 金	110,386	自 己 株 式	△99
繰 延 税 金 資 産	22,275	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	61,996
そ の 他	65,740	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,806
貸 倒 引 当 金	△6,090	為 替 換 算 調 整 勘 定	21,190
資 産 合 計	4,428,391	非 支 配 株 主 持 分	34,472
		純 資 産 合 計	2,401,860
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,428,391

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年12月21日から
2020年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,175,189
売上原価		2,540,878
売上総利益		634,310
販売費及び一般管理費		1,060,003
営業損失		425,693
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,317	
助成金収入	99,975	
その他	25,262	132,555
営業外費用		
支払利息	9,735	
為替差損	4,562	
その他	6,808	21,106
経常損失		314,244
特別損失		
固定資産除却損	39	
減損損失	282,006	
投資有価証券評価損	20,005	302,050
税金等調整前当期純損失		616,295
法人税、住民税及び事業税	5,801	
法人税等調整額	13,310	19,111
当期純損失		635,406
非支配株主に帰属する当期純損失		5,390
親会社株主に帰属する当期純損失		630,016

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,084,703	流 動 負 債	857,376
現 金 及 び 預 金	1,044,137	買 掛 金	186,053
受 取 手 形	11,792	短 期 借 入 金	62,000
売 掛 金	525,633	関係会社短期借入金	30,000
商 品 及 び 製 品	89,363	1年内返済予定の長期借入金	297,505
仕 掛 品	284,044	未 払 金	79,158
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	70,242	未 払 費 用	108,002
前 払 費 用	17,516	未 払 法 人 税 等	12,292
関係会社短期貸付金	10,000	未 払 消 費 税 等	6,991
そ の 他	32,287	預 り 金	34,549
貸 倒 引 当 金	△314	製 品 保 証 引 当 金	3,612
固 定 資 産	2,241,234	そ の 他	37,210
有 形 固 定 資 産	1,366,018	固 定 負 債	1,109,572
建 物	329,202	長 期 借 入 金	315,637
構 築 物	9,227	長 期 未 払 金	137,140
機 械 及 び 装 置	184,246	退 職 給 付 引 当 金	456,649
車 両 運 搬 具	0	役員退職慰労引当金	181,045
工具、器具及び備品	14,476	関係会社債務保証損失引当金	12,000
土 地	821,213	資 産 除 去 債 務	7,100
建 設 仮 勘 定	7,651	負 債 合 計	1,966,948
無 形 固 定 資 産	32,719	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	31,354	株 主 資 本	2,318,183
電 話 加 入 権	1,365	資 本 金	807,272
投資その他の資産	842,496	資 本 剰 余 金	930,572
投資有価証券	395,324	資 本 準 備 金	930,572
関係会社株式	53,616	利 益 剰 余 金	580,438
出 資 金	290	利 益 準 備 金	10,412
関係会社長期貸付金	280,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	570,025
保 険 積 立 金	110,386	繰 越 利 益 剰 余 金	570,025
破 産 更 生 債 権 等	6,090	自 己 株 式	△99
長 期 前 払 費 用	3,893	評 価 ・ 換 算 差 額 等	40,806
繰 延 税 金 資 産	17,813	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,806
そ の 他	41,172	純 資 産 合 計	2,358,989
貸 倒 引 当 金	△66,090	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,325,938
資 産 合 計	4,325,938		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年12月21日から
2020年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		3,145,025
売 上 原 価		2,591,739
売 上 総 利 益		553,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		925,328
営 業 損 失		372,042
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,012	
助 成 金 収 入	88,496	
そ の 他	20,293	118,802
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,764	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,700	
関係会社債務保証損失引当金繰入額	7,000	
そ の 他	8,519	32,983
経 常 損 失		286,223
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	38	
減 損 損 失	282,006	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20,005	302,050
税 引 前 当 期 純 損 失		588,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,208	
法 人 税 等 調 整 額	16,145	19,354
当 期 純 損 失		607,628

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平井啓仁 ⑨
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ⑨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の2019年12月21日から2020年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平井啓仁 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の2019年12月21日から2020年12月20日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月21日から2020年12月20日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

太洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 崎 前 和 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 和 中 修 二 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 川 利 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策のひとつとして位置づけていることから、安定的配当の継続を基本に、内部留保の充実や配当性向等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社グループの当連結会計年度の業績は事業報告に記載のとおり売上高は減収、親会社株主に帰属する当期純損失となり、依然として当社グループを取り巻く市場環境は厳しい状況にあります。このような時期におきましても株主の皆様の日頃のご支援とご期待にお応えし、積極的に利益還元を行うべく、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 3 円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は17,724,954円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年 3 月19日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役坂田吉啓及び取締役堀井健司の両氏が辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	きよはら あきら 清 原 旭 (1965年1月6日生) 【新任】	1985年3月 当社入社 2007年3月 当社製版部長 2010年2月 当社業務部長 2014年3月 当社執行役員業務部長 2017年10月 当社執行役員管理本部長兼業務部長 2017年12月 当社執行役員管理本部長 2019年9月 当社執行役員管理本部長兼総務部長 2019年12月 当社執行役員総務部長 2020年12月 当社執行役員製造本部長兼電子デバイス部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ミラック取締役	13,100株
	【取締役候補者とした理由】 清原旭氏は、長年にわたり電子基板事業の製造部門での要職を務め、その後、管理部門での実務経験を重ね、管理部門を統括してまいりました。製造部門及び管理部門での豊富な実務経験と幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、新たに取締役候補者としたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	た な か きよたか 田 中 清 孝 (1959年 8 月 7 日生) 【新任】	2010年 4 月 当社入社 2016年12月 当社執行役員電子部品部長 2018年12月 当社執行役員電子部品部管掌 2020年12月 当社執行役員営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラック取締役 TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 田中清孝氏は、電子基板事業の営業責任者を務め、その役割・責務を果たしております。また、営業業務だけでなく電子基板事業全般にわたる豊富な実務経験と幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、新たに取締役候補者といたしました。		
3	みずたに ひろし 水 谷 浩 (1961年12月24日生) 【新任】	2010年 2 月 当社入社 2010年 3 月 当社経理部長 2017年 3 月 当社執行役員経理部長 2020年12月 当社執行役員管理本部長兼経理部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミラック監査役	3,400株
	【取締役候補者とした理由】 水谷浩氏は、経理・財務の責任者を務め、その役割・責務を果たしております。また、当社における豊富な業務経験と財務・経理全般に関する幅広い知識を有しており、当社グループの企業価値向上のために適切な人物と判断し選任をお願いするものであり、新たに取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 田中清孝氏は、TAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
2. 当社はTAIYO TECHNOLEX (THAILAND) CO., LTD. の出資者に対し出資額の保証を行っております。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年4月に当該保険契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役和中修二氏が任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
わ な か しゅうじ 和中修二 (1960年4月18日生) 【再任】 【社外監査役】	1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年4月 公認会計士登録（現任） 2012年10月 税理士登録（現任） 2012年11月 和中会計事務所開設 所長（現任） 2015年5月 株式会社リヒトラブ社外監査役（現任） 2017年3月 当社社外監査役（現任） 2018年6月 日本エレクトロニクスシステムズ株式会社社外監査役（現任） 2018年8月 デュプロ精工株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 和中会計事務所所長 株式会社リヒトラブ社外監査役 日本エレクトロニクスシステムズ株式会社社外監査役 デュプロ精工株式会社社外監査役 （取締役会及び監査役会出席状況） 取締役会20回／20回（出席率100.0%） 監査役会12回／12回（出席率100.0%）	2,200株
【社外監査役候補者とした理由】 和中修二氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い知識を有し、専門的見地からの財務及び会計に関する助言・提言をいただいております。社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和中修二氏は社外監査役候補者であります。
3. 同氏の当社監査役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、和中修二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年4月に当該保険契約を更新する予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

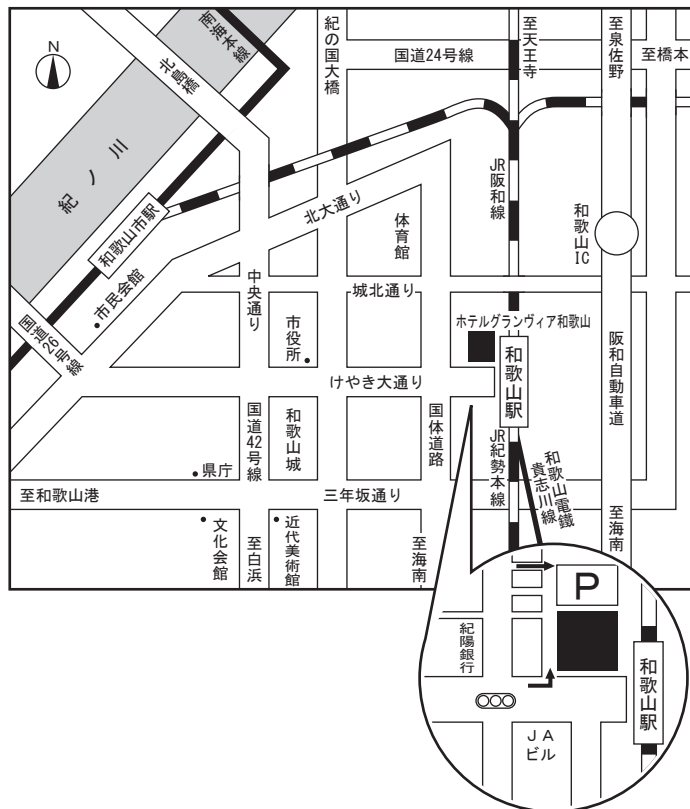
メ モ

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
TEL 073-425-3333（代表）

新型コロナウイルス感染リスク低減のため、
本年は、お土産のご用意はいたしません。



- 交通
- JR「和歌山駅」より徒歩1分
 - 南海「和歌山市駅」より車で約15分
 - 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港⇄和歌山駅）